

令和7年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領

建設業労働災害防止協会

(通則)

第1条 令和7年度高度安全機械等導入支援補助金事業（以下「補助金事業という。」）交付要領（以下「交付要領」という。）第1に規定された高度安全機械等導入支援補助金（以下「導入支援補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(要領の目的)

第2条 本要領は、交付要領の諸規定に基づき、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）が行う交付手続等を定め、もって当該交付事務等の適正かつ的確な実施を図ることを目的とする。

(高度安全機械導入支援補助金事務センターの設置)

第3条 建災防は、導入支援補助金の交付事務等を実施するため、事業部内に高度安全機械導入支援補助金事務センター（以下、「補助金センター」という。）を設置する。

(交付又は支給の対象等)

第4条 導入支援補助金の交付の対象者は、交付要領別表中第1欄に掲げられた機械の所有者又は購入予定者（以下、「所有者等」という。）であって、かつ、交付要領第3の2及び7（1）の要件に適合する者とする。

なお、機械の所有者等には割賦契約者も含むこととするが、補助金請求書類の提出時までに割賦が終了し、機械の所有権が所有者等に完全移転していなければならない。また、機械の所有者等にはリース会社を含むこととするが、当該リース会社が補助金を受けた機械について第三者とリース契約を締結する場合は、所有権の移転が契約当該補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年を経過していなければならない。

- 2 建災防は、交付要領別表中第2欄に掲げられた補助対象経費について、補助金の範囲内において、導入支援補助金を交付する。
- 3 補助対象経費について、同一目的で他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受ける場合には、交付の対象としない。
- 4 交付決定前に補助対象機械を購入し、又は購入のための契約を締結した場合には、交付の対象としない。
- 5 交付決定後に交付決定内容（型番、台数、金額、支払方法等）と異なる購入をし、又は購入のための契約を締結した場合（交付決定時に申告しなかった値引き・下取りを行うこと等を含む。）は交付の対象としない。

(交付額の算定方法)

第5条 導入支援補助金の交付額は、交付要領第3の3に規定された方法により算定する。

(交付の申請)

第6条 導入支援補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式1「令和7年度高度安全機械等導入支援補助金交付申請書」（以下「交付申請書」という。）

及び次の第1号から第8号に規定する必要書類を電子データ化して次項に定めるところにより建災防に申請すること。

- (1) 建設業許可書の写し(認可有効期間に交付申請年度が含まれているものに限る。)
- (2) 申請者に係る「国土交通省 建設業者の詳細情報」をダウンロードしたもの
- (3) 補助対象機械(安全装置に係る経費が明記されているもの)の見積書の写し(令和7年4月1日以降に発行されたものに限る。)
- (4) 誓約書(様式2)及び役員等名簿(様式2-2)
- (5) 申請者の労働保険の所轄労働局が発行する「令和6年度労働保険料の納付証明書」(令和7年4月1日以降に発行されたもの)
- (6) 積載形トラッククレーンの過負荷防止装置の申請については、(一社)日本クレーン協会規格 JCAS 2 2 0 9-2 0 2 4「積載形トラッククレーンの過負荷制限装置の基準」又は JCAS 2 2 0 4-2 0 2 1「屈曲ジブ式積載形トラッククレーン過負荷制限装置の基準」のいずれかに適合する旨の証明書等
- (7) 割賦契約者は、割賦計画書(書面で作成されたものに限る。様式は任意で可)
- (8) その他建災防が求める資料

2 申請者は、建災防本部のウェブサイトに入力して登録(以下「Web登録」という。)を行い、Web登録日から7日以内であって、交付申請期間中(建災防のホームページにおいて発表する交付申請開始日から最終期限の令和8年1月30日までの間)に、前項に規定する交付申請書及び必要書類を添付の上、電子申請により提出すること。なお、最終期限日までに交付申請書が提出されない場合は、建災防は当該登録を無効とする。

3 申請者は、交付申請書等の提出後に建災防から書類の不備等の連絡を受けた場合には、通知受領後1カ月以内に所要の措置を講じなければならない。

建災防は、申請者が所定期限までに所要の措置を講じない場合には、当該交付申請を無効とする。

なお、申請者が書類等の不備を正し、改めて同一の内容で再度交付申請することを妨げない。

4 建災防は、交付申請期間中に導入支援補助金申請の総額が予定額に達した場合等には、事前の告知なく交付申請の受付を中止する。その場合、速やかに、建災防本部ホームページに掲示するので申請を希望する者は確認すること。

なお、建災防は、各月の登録状況等を毎月中旬に建災防本部ホームページで公開するので、申請予定者は当該状況を確認すること。

(審査基準等)

第7条 審査の基準等は、建災防が設置する高度安全機械等導入支援補助金審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮り、意見等を聴取の上、建災防が別途定める。

(交付決定・不交付決定)

第8条 建災防は、申請者から申請書等が提出された場合には、前条の規定に基づき定めた審査基準等に基づき審査の上、交付又は不交付を決定し、その結果を様式3「令和7年度高度安全機械等導入支援補助金交付決定通知書」(以下、「交付決定通知書」という。)又は様式3「令和7年度高度安全機械等導入支援補助金不交付決定通知書」をもって申請者に通知する。

なお、建災防は審査結果を審査委員会の委員に通知し、意見等を聴取する。

(交付申請及び交付決定の取下げ)

第9条 申請者が交付決定前に交付申請を取り下げる場合には、様式4「交付申請後取下げ申立書」を建災防に提出すること。

- 2 申請者が交付決定通知書(様式3)を受領後に交付決定を取り下げる場合は、様式4の2「交付決定後取下げ依頼書」を建災防に提出すること。
- 3 申請者から第1項又は第2項の取下げの意思表示がなされた後に1カ月を超えて申立書等の提出等所要の措置が講じられない場合は、建災防は申請者が申請を取り下げたものとみなして当該申請を取り消すので留意すること。
- 4 建災防は、第1項から第3項までの規定に基づき、申請の取消を決定した場合は、その結果を様式5「令和7年度高度安全機械等導入支援補助金申請取消決定通知書」をもって申請者に通知する。

(補助金請求及び支給決定等)

第10条 申請者は、交付決定を受けて支出した補助対象経費について、様式6「令和7年度高度安全機械等導入支援補助金請求書」及び次の第1号から第6号に規定する証拠書類等の一式(以下、「補助金請求書等」という。)を建災防に令和8年2月20日までに提出すること。

- (1) 売買契約書の写し。なお、割賦契約を締結する場合は、補助金請求書等の提出時までに割賦が終了し、割賦対象である機械の所有権が割賦終了後に契約者に完全移転する契約を締結すること。
- (2) 補助対象機械の納品書、請求書及び領収書(製造番号(シリアル番号)及び安全装置に係る経費が明記されていること。)
- (3) 譲渡証明書(譲渡証明書がない場合は、これに代えて所有権の移転を証明できるもの)
- (4) 積載形トラッククレーンの過負荷防止装置の申請については、メーカーが発行する購入した過負荷防止装置を備える積載形トラッククレーンの製造番号(シリアル番号)に対応するJCAS 2209-2024準拠ステッカー番号の証明書又はJCAS 2204-2021準拠ステッカー番号の証明書
- (5) 製造銘板の写真
- (6) 車検証の写し【車検を有する場合】

2 建災防は、第1項の規定に基づき提出された補助金請求書等を交付要領第3の8(2)に基づき審査の上、その結果を様式7「令和7年度高度安全機械等導入支援補助金交付額支給決定通知書」(以下「支給通知書」という。)又は様式7の2「令和7年度高度安全機械等導入支援補助金交付額不支給決定通知書」をもって申請者に通知する。

3 建災防は、支給決定した者に対して交付要領の第3の8(3)の規定に基づき、導入支援補助金を支払う。

支払いは、申請者の銀行口座への振込みによって行い、提出すべき補助金請求書等の整った申請者から順に行う。

なお、支払いは、原則、補助金請求書等が提出された翌月末までに行う。

(交付決定の取消等)

第11条 建災防は、申請者が交付決定通知書(様式3)を受領後に交付要領第4の1(1)から(5)のいずれかの規定に該当すると認めた場合及び前条第1項に規定する証拠書類等に偽り等があった場合並びに第13条第1項の各号に違背した場合には、既に成した交付決定を取り消すこととする。取消しを決定した場合は、様式8「令和7年度高度安全機械等導入支援補助金交付決定取消通知書」をもって申請者に通知する。

(支給決定の取消等)

第12条 建災防は、申請者が支給決定後に前条に該当すると認めた場合は、既に成した支給決定を取り消すこととする。取消しを決定した場合は、様式9「令和7年度高度安全機械等導入支援補助金支給決定取消通知書」をもって申請者に通知する。

2 申請者は、導入支援補助金を受給後に返還する場合は、様式10「取消財産等処分及び補助金返還申立書」を建災防に提出すること。

3 建災防は、第1項の取消しを行うに当たり既に当該取消に係る部分に関して導入支援補助金が支給されているとき及び前項の規定により導入支援補助金の返還の申立てがあったときは、期限を付して当該導入支援補助金の返還納付を指示する。

この返還については、納付期限は納付指示の通知日から20日以内とし、納付期限内に納付指示をした全額の納付がない場合、建災防は、未納の金額に対して、その未納の期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴する。

(取得財産の管理等)

第13条 導入支援補助金の交付による取得財産の管理等は、次の各号に規定するところによるものとする。

(1) 申請者は、補助金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、実施要領様式11「取得財産等管理台帳」を備え、補助金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、導入支援補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(2) 申請者は、取得財産等のうち、補助金事業により取得した財産について、導入支援補助金の交付決定を受けた日の属する年度の終了後、5年以内に、建災防の承認を受けずに、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）（以下「処分」という。）を行ってはならない。

(3) 申請者は、交付決定の属する会計年度の終了後5年を経過する前に取得財産等を処分しようとするときは、速やかに様式10「取消財産等処分及び補助金返還申立書」を建災防に提出すること。

2 建災防は、当該書面を受けて交付決定を取り消し、期限を付して当該取消しに係る導入支援補助金の返還納付を指示する。

3 建災防は、申請者が第1項第1号及び第3号の規定に違反していないこと等の確認が必要と認めるときは、申請者に対して、実地又は書面による調査（以下「調査等」という。）を行う。この際、申請者は当該調査等を拒んではならない。

(申請情報の管理)

第14条 建災防は、申請者への導入支援補助金の支給簿を整備し、本事業における支給申請者の氏名、対象機械等支給金額等の支給に係る情報を管理する。

また、建災防が補助事業者でなくなった場合は、速やかに当該支給簿を国に返還する。

(秘密の保持)

第15条 建災防は、申請者から提出された各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、導入支援補助金の交付のための審査等、本事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理する。

(暴力団排除に関する誓約等)

第16条 申請者は、導入支援補助金の交付申請を行うに際しては、実施要領様式1の交付申請書に実施要領様式2の誓約書を添付し、誓約すること。

(その他)

第17条 この実施要領に定めるもののほか、導入支援補助金の交付に関するその他必要な事項は、建災防が別に定める。

附則（令和7年4月1日）

1 この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式 1 (第 6 条第 1 項関係)

年 月 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

申請者 住 所
商 号
代表者氏名
電話番号

令和 7 年度高度安全機械等導入支援補助金交付申請書

令和 7 年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領（以下、「実施要領」という。）
第 6 条第 1 項の規定に基づき必要書類を添えて標記補助金の交付を下記のとおり申請しま
す。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、「補助金等に係る予算の執行の適正
化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関
する法律施行令」（昭和 30 年政令第 255 号）、「労働災害対策費補助金交付要綱」（改正
令和 3 年 1 月 6 日）及び「令和 7 年度高度安全機械等導入支援補助金事業交付要領」の規
定によるほか、実施要領の定めるところに従います。

記

1 申請者の情報

登録番号	2025-J-		
労働保険番号		法人番号	
振込先情報	銀行 支店（普通・当座・貯蓄）口座番号： 口座名：		

2 申請する対象補助機械の詳細

機種名	メーカー名	型番	補助対象機械 の名称	機械金額	補助対象経費額	交付申請額

様式2（第6条第1項関係）

建設業労働災害防止協会会長 殿

誓約書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 暴力団排除に関する誓約等

下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。併せて本様式2-2「役員等名簿」を提出いたします。

- (1) 団体が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 労働関係法令の違反等に関する申告

下記のいずれにも該当することを申告いたします。

- (1) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと（労働基準関係法令により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合はこの限りではない）
- (2) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、その事実を公表されていないこと
- (3) 補助対象経費について、他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けていないこと

3 資格要件等の申告

- (1) 建設業許可を有する者その他補助事業者が適当と認める者であることを申告いたします。
- (2) 以下の中小企業の定義のいずれかに該当する中小企業であることを申告いたします。
 - ① 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、下記②～④までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの
 - ② 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

- ③ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- ④ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 労働保険・厚生年金保険等に法令に基づき適切に加入しており、かつ、未納がないことを申告いたします。

4 所有権の移転

機械の所有に当たっては、所有権が完全に移転することを誓約します。

5 取得財産等の管理及び調査に関する協力

交付決定の翌年度から5年以内に補助金を受けた財産を譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し（廃棄を含む。）をしないことを誓約いたします。あわせて、建災防が取得財産等を調査する際には協力することを誓約します。

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

役員等名簿

法人（個人）名：

役職名	(フリガナ)	生年月日
	氏名	
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

様式3（第8条関係）

番 号
年 月 日

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電話番号

建設業労働災害防止協会会長

令和7年度高度安全機械等導入支援補助金交付・不交付決定通知書

下記の交付申請について、令和7年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領（以下、「実施要領」という。）第8条の規定に基づき、標記のとおり決定したので通知します。

ついては、交付決定通知を受けた申請者は、この決定の日から令和8年2月20日までの間に実施要領様式第6号「令和7年度高度安全機械等導入支援補助金請求書」に証拠書類等を添えて提出すること。

記

1 申請者の情報

登録番号	2025 - J -		
労働保険番号		法人番号	
振込先情報	銀行 支店 (普通・当座・貯蓄) 口座番号： 口座名：		

2 交付申請機械の詳細

機種名	メーカー名	型番	補助対象機械の名称	機械金額	補助対象経費額	交付・不交付決定額

様式4（第9条第1項関係）

年 月 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号（ - - ）

登録番号 2025-J-（ ）

交付申請後取下げ申立書

標記について、高度安全機械等導入支援補助金の交付を申請しましたが、（
）の事情により、令和7年度高度安全機械等
導入支援補助金事業実施要領第9条第1項の規定に基づき交付申請を取り下げます。

様式4の2（第9条第2項関係）

年 月 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号（ - - ）

登録番号 2025-J-()

交付決定後取下げ依頼書

標記について、「令和7年度高度安全機械等導入支援補助金交付決定通知書」を受領しましたが、（ ）の事情により、令和7年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領第9条第2項の規定に基づき交付決定の取下げを依頼します。

様式 5（第 9 条第 4 項関係）

番 年 月 日 号

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電話 番 号

建設業労働災害防止協会会長

令和 7 年度高度安全機械等導入支援補助金交付取消決定通知書

標記について、下記の機械に係る交付決定の取消を決定したので、令和 7 年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領第 9 条第 4 項の規定に基づき、通知します。

記

・ 交付申請機械の詳細

登録番号		2 0 2 5 - J - （ ）				
機種名	メーカー名	型番	補助対象機械 の名称	機械金額	補助対象 経費額	交付申請額

様式6（第10条第1項関係）

年 月 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

申請者 住 所
商 号
代表者氏名
電 話 番 号

令和7年度高度安全機械等導入支援補助金請求書

標記について、令和7年度高度安全機械等導入支援補助金交付決定通知書を受け、補助対象経費を支出しましたので、令和7年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり証拠書類等を添えて請求いたします。

記

1 登録番号

2025-J-（ ）

2 補助対象機械の詳細

機種名	メーカー名	建設機械の型番	補助対象機械 の名称	交付決定額

3 補助対象経費支出年月日、支出額及び補助金請求金額

安全装置の支出年月日	令和 年 月 日
安全装置の支出額（税抜）	円
補助金請求金額	円

4 振込先口座：

銀行名		支店名	
口座科目		口座番号	
口座名義			

様式7（第10条第2項関係）

番 号
年 月 日

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電 話 番 号

建設業労働災害防止協会会長

令和7年度高度安全機械等導入支援補助金交付額支給決定通知書

標記について、登録番号 2025-J- をもって交付決定を通知した機械について、貴殿より送付された令和7年度高度安全機械等導入支援補助金請求書及び証拠書類等を審査した結果、令和7年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領第10条第2項の規定に基づき下記のとおり支給額を通知します。

記

支 給 額 金 円

様式7の2（第10条第2項関係）

番 号
年 月 日

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電 話 番 号

建設業労働災害防止協会会長

令和7年度高度安全機械等導入支援補助金交付額不支給決定通知書

標記について、登録番号 2025-J- をもって交付決定を通知した機械について、貴殿より送付された令和7年度高度安全機械等導入支援補助金請求書及び証拠書類等を審査した結果、令和7年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領第10条第2項の規定に基づき下記のとおり不支給額を通知します。

記

不 支 給 額 金 円

様式8（第11条関係）

番 年 月 日 号

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電 話 番 号

建設業労働災害防止協会会長

令和7年度高度安全機械等導入支援補助金交付決定取消通知書

標記について、登録番号 0000-0-0000000をもって交付決定を通知しましたが（ ）の理由により、交付決定額を取り消すこととしたので、令和7年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領第11条の規定に基づき、下記のとおり当該取消額を通知します。

記

交付決定取消額 金 円

様式9（第12条第1項関係）

番 年 月 日 号

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電 話 番 号

建設業労働災害防止協会会長

令和7年度高度安全機械等導入支援補助金支給決定取消通知書

標記について、登録番号 0000-0-0000000をもって支給決定を通知しましたが、（ ）の理由により、支給決定を取り消すこととしたので、令和7年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領第12条第1項の規定に基づき、当該取消額を下記のとおり通知します。

記

支給決定取消額 金 円

年 月 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号（ - - ）

登録番号

取消財産等処分及び補助金返還申立書

標記について、登録番号 0000-0-0000000 をもって令和 7 年度高度安全機械等導入支援補助金（以下（補助金）という。）を受領しましたが、下記により、取得した財産を処分いたしたく存じますので、よろしくお取り計らいください。

なお、受領した補助金については、令和 7 年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領第 12 条第 2 項の規定に基づき返還いたします。

記

処分しようとする 財産の明細	※購入年月日、購入金額、補助金受領額、品名、品数、製造者名、型式、を記載すること。
処分しようとする 内容	※廃棄、返品、譲渡 等 の内容を詳細に記載すること。
処分しようとする 理由	※理由について詳細に記載すること。処分理由が社会通念に照らして不当な場合や処分内容の記載が不十分な場合には、処分が承認されない場合があるので注意すること。
処分しようとする 年月日	令和 年 月 日

様式 11（第 13 条第 1 項関係）

令和 7 年度高度安全機械等導入支援補助金事業
取 得 財 産 等 管 理 台 帳

事業所名

管理責任者

区分	財産名	型式	単位	単価（円）	金額（円）	取得年月日 （注 2）	保管場所	備 考

（注 1）本様式は、申請者が記入して保存すること。

（注 2）取得年月日は、検収年月日を記入すること。

（注 3）本様式と同一項目を備えるものであれば、別の管理台帳で代用しても差し支えない。